

大口町広報おおぐち有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大口町有料広告掲載事業に関する要綱第4条に掲げる広告の種類、規格、掲載期間、掲載料及び募集方法等、広報おおぐち有料広告（以下「広告」という。）の取扱に必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置)

第2条 広告は、広報おおぐちの裏表紙において、町が指定する枠に掲載する。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、1枠あたり縦50mm、横82mmとする。

2 広告に使用するデータ形式は、EPSファイルとする。

3 広告に使用するカラー形式は、CMYKカラーとする。提出されたファイルのカラー形式がCMYKカラー以外の場合、色味に変更が生じる可能性があることを理解し、これに同意するものとする。

4 文字、イラスト等のデザインについては、見やすく配慮するとともに、町が直接広告をしているなどの誤解を与えるようなデザイン、配色、文字、ロゴ、字体、表現を使用してはならない。

5 広告は、広告主が作成しなければならない。

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、最長12月とする。

(広告掲載枠数)

第5条 広告は、1号につき8枠を限度とする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠につき月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 掲載料は、申込に係る金額を一括で前納するものとする。

3 納付された掲載料は、特別な事由が無い限り還付しない。

(広告掲載料の割引)

第7条 同一広告主が広告を連続して掲載する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 1 枠につき6月 60,000円のところを55,000円とする。

(2) 1 枠につき12月 120,000円のところを110,000円とする。

(掲載料の免除)

第8条 町長は、公益上その他必要があると認められるときは、掲載料を免除することができる。

(掲載の申込等)

第9条 広告掲載の申込みは、大口町有料広告掲載事業に関する要綱第6条の規定により、有料広告掲載申込書に掲載する広告案を添えて総務部企画政策課に提出する。

2 申込みは、広報おおぐちの広告掲載号の2月前の10日（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日に当たるときは、直前の休日でない日）までに行わなければならない。

3 広告主が広告を変更するときは、前2項の規定を準用する。

(広告の範囲)

第10条 広告掲載の対象となる範囲は、大口町有料広告掲載事業に関する要綱第3条による。

(規制業種又は事業者)

第11条 掲載ができない業種または事業者は、大口町有料広告掲載基準第4条による。

(広告掲載基準)

第12条 広告の掲載基準は、大口町有料広告掲載基準第5条による。

(広告掲載の解除)

第13条 町長は、広告の掲載決定後又は掲載中に、広告主が大口町有料広告掲載事業に関する要綱又は大口町有料広告掲載基準に規定する禁止事項に抵触することが明らかになったときは、掲載決定の取り消しにより掲載を中止することができる。

(掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告掲載を取り下げることができる。この場合、書面によりその旨申し出なければならない。

(その他必要事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。